

主に非正規雇用者(パートタイマー、派遣労働者)に関する事項

Q12 会社と、期間の定めのある労働契約(有期契約)を結んでいます、これまで5回も契約更新をしてきたのに、事業主から今回は更新できないといわれました。事業主は、契約の更新を拒否すること(雇止め)ができるのですか。

また、解雇について法における禁止・制限はどのようになっていますか。

A12 3か月や1年という「期間の定めのある労働契約」で、普通パートや臨時等と呼ばれている労働者の場合、その期間が満了すれば労働契約は当然に終了するので「解雇」ではありません。

しかし、その契約が何度も反復更新されて期間の定めのない労働契約(通常は「正社員」のことをいう)と実質的に変わらない状態であったなら、その契約の更新拒否は「解雇権濫用の法理」が類推適用され、雇止めが無効とされることがあり、「解雇」と同様に取り扱われる場合もあります。

(Q1、1ページ、Q3、3ページ、Q5、5ページ、Q8、8ページ参照)

📖解説📖

■ 期間の定めのある労働契約に関する制限等

○使用者はやむを得ない事由がある場合でなければ、契約期間が満了するまでの間において、労働者を解雇することができません。(労働契約法第17条第1項)

○使用者は、有期労働契約によって労働者を雇い入れる目的に照らし、契約期間を必要以上に細切れにしないよう配慮しなければなりません。(同第17条第2項)

○有期労働契約(期間の定めのある労働契約)については、その締結時や期間の満了時における紛争を未然に防止するため、使用者が講ずるべき措置について、「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」において、次のように定められています。

- ① 使用者は、有期労働契約の締結に際し、更新の有無や更新の判断基準を明示しなければなりません
- ② 有期労働契約が3回以上更新されているか、1年を超えて継続勤務している有期契約労働者について、有期労働契約を更新しない場合には、少なくとも30日前までに予告をしなければなりません
- ③ 雇止めの予告後に労働者が雇止めの理由について証明書を請求したときには、遅滞なく証明書を交付しなければなりません
- ④ 有期労働契約が1回以上更新され、かつ、1年を超えて継続勤務している有期契約労働者について、有期労働契約を更新しようとする場合には、契約の実態及び労働者の希望に応じて、契約期間をできる限り長くするよう努めなければなりません

Q13 派遣会社から派遣契約期間の途中で、突然来週から派遣先に行かないように言われ、次の派遣先を紹介するまで待っていて欲しいと言われました

(1) 待機している期間の賃金保障等はあるのでしょうか。

(2) 派遣会社は、雇用契約期間途中での解雇はできるのですか。

A13(1) あなたが雇用契約を結んでいるのは派遣会社です。派遣契約期間の途中で派遣先での就業をやめるように言われても、派遣会社との間では雇用契約期間が残っています。ですから、派遣会社に対しては、新たな就業先を確保すること、就業するまでの期間の賃金の保障(労基法第26条に基づき休業手当として平均賃金の6割以上の支給)を求めることができます。

(Q4、4ページ、Q9、9ページ参照)

A13(2) 派遣労働者に対する解雇は、雇用主である派遣会社が行うものですから、通常の労働者と同様、派遣労働者の場合も、いつでも自由にできるものではありません。

(Q3、3ページ、Q5、5ページ、Q8、8ページ参照)

#### 📖 解説 📖

##### ■ 派遣契約と雇用契約

○ 派遣契約(派遣会社と派遣先との契約)と雇用契約(派遣会社と派遣労働者との契約)は別であり、派遣契約が解除されたからといって、派遣会社は、即座に派遣労働者を解雇できるものではありません。

派遣契約が中途解除された場合には、派遣会社は、「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針」に基づき、派遣先と連携して、派遣先の関連会社での就業のあっせんを受けるなど、派遣労働者の新たな就業機会を確保する必要があります。

○ また、派遣先が派遣契約の中途解除を行う場合について、「派遣先が講ずべき措置に関する指針」に、派遣先が行うべき措置が次のとおり規定されています。

- ① 派遣会社の合意を得るとともに、予め相当の猶予をもって申し入れること
- ② 派遣先の関連会社での就業をあっせんする等、派遣労働者の新たな就業機会を確保すること
- ③ ②ができないときは、遅くとも30日前に予告し、予告しない場合は、派遣会社に派遣労働者の賃金相当分の損害賠償を行うこと

☆派遣労働については、詳しくは労働局需給調整室または最寄のハローワークに相談しましょう。(「労働相談機関」、18ページ参照)

## 採用内定の取消しに関する事項

Q14 採用を内定した旨の通知を10月に企業から受け取ったのですが、12月になって内定取消の連絡がありました。労働契約を正式に結んでいない場合は無条件に内定取消できるのですか。

A14 ひと口に「採用内定」といっても、「労働契約の成立」にあたるものと、その後の手続きを円滑に行うために行われる「採用予定の通告」にとどまるものがあります。

あなたの採用内定が、「労働契約の成立」にあてれば、その後の内定取消は、労働契約法上の「解雇」にあたりますので、内定取消の理由が「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合」は、その権利を濫用したものとして、無効とされます(労働契約法第16条)。したがって解雇予告(Q4、4ページ参照)や解雇等の理由についての証明書の請求(Q7、7ページ参照)が適用され、法令への違反があれば、企業には補償を行う義務が生じる場合があります。

内定取消の連絡を受けた場合は、学校、ハローワーク、その企業の労働組合などに相談しましょう。

### 📖解説📖

#### ■ 採用内定が、労働契約の成立とみなされるための要件(判例)

次のような具体的手続きがなされた場合、労働契約の成立とみなされた判例があります。

- ① 入社日の通知があった
- ② 勤務場所や身分など各種労働条件を提示された
- ③ 研修の案内があった
- ④ 誓約書など必要書類の提出を求められた
- ⑤ 採用が確定した旨の意思表示があった

## 労働相談機関

労働問題で困ったときは、次の関係機関にご相談ください。

### ①労働問題全般についての相談は

名 称	住 所	電話番号
しごと相談・支援センター (くまもと県民交流館パレア内)	熊本市手取本町8-9 (テトリアくまもと内)	096-352-3613
熊本県労働雇用総室	熊本市水前寺6-18-1	096-333-2339
熊本労働局総合労働相談コーナー	熊本市桜町1-20 (西嶋三井ビルディング)	096-211-1706
熊本総合労働相談コーナー	熊本市大江3-1-53 (熊本労働基準監督署内)	096-362-7100
八代総合労働相談コーナー	八代市大手町2-3-11 (八代労働基準監督署内)	0965-32-3151
菊池総合労働相談コーナー	菊池市大琳寺236-4 (菊池労働基準監督署内)	0968-25-3136

### ②解雇・雇止め、労働条件、賃金不払い、安全衛生、労災保険についての相談は

名 称	住 所	電話番号
熊本労働基準監督署	熊本市大江3-1-53	096-362-7100
八代労働基準監督署	八代市大手町2-3-11	0965-32-3151
玉名労働基準監督署	玉名市岩崎273	0968-73-4411
人吉労働基準監督署	人吉市下薩摩瀬町1602-1	0966-22-5151
天草労働基準監督署	天草市丸尾町16-48	0969-23-2266
菊池労働基準監督署	菊池市大琳寺236-4	0968-25-3136
熊本労働局労働基準部 監 督 課	熊本市二の丸1-2	096-355-3181
安全衛生課	(熊本合同庁舎)	096-355-3186
労災補償課		096-355-3183
賃 金 室		096-355-3202

### ③職場での性差別、セクシュアルハラスメント、仕事と家庭の両立支援についての相談は

名 称	住 所	電話番号
熊本労働局雇用均等室	熊本市二の丸1-2 (熊本合同庁舎)	096-352-3865

### ④労使紛争の解決、不当労働行為の救済についての相談は

名 称	住 所	電話番号
熊本県労働委員会	熊本市水前寺6-18-1	096-333-2752

⑤パートタイム労働者の労働問題についての相談は

名 称	住 所	電話番号
熊本労働局雇用均等室	熊本市二の丸1-2 (熊本合同庁舎)	096-352-3865
(財)21世紀職業財団熊本事務所	熊本市花畑町4-1 (太陽生命熊本第2ビル)	096-324-2297
各労働基準監督署	②参照	
各ハローワーク	⑥参照	

⑥就業相談、職業紹介・あっせん、雇用保険、労働者派遣についての相談は

名 称	住 所	電話番号
しごと相談・支援センター (くまもと県民交流館パレア内)	熊本市手取本町8-9 (テトリアくまもと内)	096-355-2224
ハローワーク熊本	熊本市大江6-1-38	096-371-8609
ハローワーク上益城	上益城郡御船町辺田見395	096-282-0077
ハローワーク八代	八代市清水町1-34	0965-31-8609
ハローワーク菊池	菊池市隈府字南田771-1	0968-24-8609
ハローワーク玉名	玉名市中1334-2	0968-72-8609
ハローワーク天草	天草市丸尾町16-48	0969-22-8609
ハローワーク球磨	人吉市下薩摩瀬町1602-1	0966-24-8609
ハローワーク宇城	宇城市松橋町松橋266	0964-32-8609
ハローワーク水俣	水俣市八幡町3-2-1	0966-62-8609
ハローワーク阿蘇	阿蘇市宮地2318-3	0967-22-8609
熊本労働局職業安定部 職業安定課	熊本市桜町1-20	096-211-1703
職業対策課	(西嶋三井ビルディング)	096-211-1704
需給調整事業室		096-211-1731

⑦健康保険や厚生年金保険についての相談は

名 称	住 所	電話番号
熊本社会保険事務局玉名事務所	玉名市大字松木11-4	0968-74-1611
熊本東社会保険事務所	熊本市東町4-6-41	096-367-2500
熊本西社会保険事務所	熊本市千葉城町2-37	096-353-0141
八代社会保険事務所	八代市萩原町2-11-41	0965-35-6115
本渡社会保険事務所	天草市本渡町東町2-21	0969-24-2111
熊本社会保険事務局	熊本市辛島町5-1 (日本生命ビル6階)	096-211-1122

⑧倒産に伴う賃金等の債権などの相談は

名 称	住 所	電話番号
熊本地方法務局	熊本市大江3丁目1-53 (熊本第二合同庁舎)	096-364-2145

⑨法律の専門家への相談は

名 称	住 所	電話番号
熊本県弁護士会 法律相談センター	熊本市水道町1-23 (加地ビル3階)	096-325-0009
日本司法支援センター熊本地方事務所 法テラス熊本	熊本市水道町1-23 (加地ビル3階)	050-3383-5522

【参 考】

- 非正規雇用者については、「別冊 労働問題解決の手引き VOL. 8  
ーパートタイマー 派遣労働者のための基礎知識ー」を発行しています。  
なお、全文を「熊本県ホームページ」に掲載しています。  
URLは、「 <http://www.pref.kumamoto.jp/life/2/14/51/> 」
- 労働問題全般については、「改訂版 労働問題の手引き」を発行していま  
す。  
なお、全文を「熊本県ホームページ」に掲載しています。  
URLは、「 <http://www.pref.kumamoto.jp/life/2/14/52/> 」
- 平成20年3月1日、「労働契約法」が施行されました。  
詳細については、厚生労働省ホームページ内の「労働契約法のあらまし」  
を御覧ください。  
URLは、「 [http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/  
roudoukeiyaku01/index.html](http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudoukeiyaku01/index.html) 」

平成21年3月発行

熊本県商工観光労働部労働雇用総室

〒862-8570

熊本市水前寺6丁目18番1号

電話番号 096-333-2339

監修:熊本県特別労働相談員 竹中潮(弁護士)

協力:熊本労働局

20 商 労 雇

④ 002

